

## 導入促進基本計画

### 1 先端設備等の導入の促進の目標

#### (1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

日置市は鹿児島県の西部、薩摩半島のほぼ中央に位置し、吹上浜に代表される雄大な自然と、先人たちが築いてきた歴史や文化遺産、優れた泉質を誇る温泉など、古の情緒と安らぎに満ちた貴重な資源を数多く有している。また、温暖な気候の日置市では、水稲、茶、野菜、果樹など多くの農産物に恵まれ、東シナ海の水産物も豊富である。

日置市の人口は、少子高齢化に伴い、平成 17 年の 52,411 人から令和 4 年の 46,581 人と減少傾向にあり、生産年齢人口も平成 17 年には 30,595 人で全体の 58.4%であったが、令和 4 年には、23,797 人で全体の 51.1%となっている。今後も減少は続く見込みである。

日置市の産業は農林水産業、建築業、サービス業と多岐に渡り、多様な業種が日置市の経済、雇用を支えている。

日置市の産業別就業者数は、第一次産業が 5.7%、第二次産業が 24.5%、第三次産業が 49.7%となっており、これまで本市において基幹産業の一つであった農業は、就業者数が減少し、また、鹿児島市との隣接地という立地条件を生かし整備された工業団地への企業の進出があるものの、雇用の場は少ない。

現在、中小企業数は減ってきており、さらに、人手不足、後継者不足は深刻な問題である。この状況を放置すると市内の経済基盤が失われかねない。

日置市において、先端設備等導入計画を策定する市内事業者が、労働生産性を広く向上させていくことを支援していくことは、早急な課題である。

#### (2) 目標

日置市において、農林水産業、建設業、サービス業と多岐に渡り、多様な業種が日置市の経済、雇用を支えている。しかし、現在、中小企業数は減ってきており、さらに、人手不足、後継者不足は深刻な問題である。この状況を改善するため、日置市において導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、県内において設備投資が活発な自治体の一つとなり、さらに経済発展していくことを目指す。

これを実現するための目標として、計画期間中に 5 件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

#### (3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性(中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。)が年平均 3 パーセント以上向上することを目標とする。

## 2 先端設備等の種類

日置市の産業は、農林水産業、建設業、サービス業と多岐に渡り、多様な業種が日置市の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等すべてとする。

## 3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

### (1) 対象地域

日置市の産業は、農林水産業、建設業、サービス業と多岐に渡り、市内広域に立地している。これらの地域で広く事業者の生産性を向上する観点から、本計画の対象地域は市内全域とする。

### (2) 対象業種・事業

日置市の産業は、農林水産業、建設業、サービス業と多岐に渡り、多様な業種が日置市の経済・雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、本計画において対象とする業種は、全業種とする。

生産性向上に向けた事業者の取組は、商品開発、自動化の推進、IT導入による業務効率化、省エネ推進、市町村の枠を超えた海外市場を見据えた連携等多様である。したがって、本計画においては、労働生産性が年平均3パーセント以上に資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

## 4 計画期間

### (1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から2年間（令和7年4月1日～令和9年3月31日）とする。

### (2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間、5年間とする。

## 5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

- (1) 人員削減を目標とした取組みを先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。
- (2) 公序良俗に反する取組みや、反社会的勢力との関係が認められるものについては、先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。
- (3) 本市における太陽光発電に係る設備の導入に関しては、「本社機能が日置市内にあり、電力事業を主たる事業としている者、または、自己の工場や事務所などの敷地内に設置し、かつ、その電力発電を、直接、自社の商品の生産若しくは販売または役務の提供に供するために自ら消費するもの」のみ対象とする。

### (備考)

用紙の大きさは日本産業規格A4とする。